発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月24日
【発行者の名称】	株式会社ジールアソシエイツ (ZEAL Associate Corp.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　永門　大輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目18番1号
【電話番号】	03-6264-2690
【事務連絡者氏名】	取締役　上席執行役員　澁谷　良雄
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	株式会社SBI証券
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　髙村　正人
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目６番１号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ジールアソシエイツ https://zeal-as.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】
第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月		2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	（千円）	1,989,070	2,618,812	2,842,570	3,334,638
経常利益	（千円）	22,390	68,196	75,376	91,745
当期純利益	（千円）	20,304	44,903	56,604	64,435
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－
資本金	（千円）	35,188	35,188	35,188	35,188
発行済株式総数	（株）	976	976	292,800	2,928,000
純資産額	（千円）	238,761	266,523	303,451	354,590
総資産額	（千円）	1,464,824	1,738,774	1,654,330	1,874,320
１株当たり純資産額	（円）	81.54	91.03	103.64	120.05
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	21,000 （－）	15,000 （－）	56.35 （－）	6.60 （－）
１株当たり当期純利益金額	（円）	7.05	15.34	19.33	22.01
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	22.01
自己資本比率	（%）	16.3	15.3	18.3	18.8
自己資本利益率	（%）	9.1	17.8	19.9	19.7
株価収益率	（倍）	－	－	10.9	9.6
配当性向	（%）	100.9	32.6	29.1	30.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	256,010	50,572	△201,793	106,350
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	104,199	30,015	△2,763	△147,113
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△135,040	78,809	△43,364	147,940
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	893,189	1,052,586	804,666	911,844
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（名）	101 （－）	104 （－）	114 （－）	137 （－）

（注）１．当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
３．従業員数は、就業人員を表示しております。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
４．第22期、第23期、第24期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
５．第22期及び第23期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
６．第23期の財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第24期及び第25期の財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、永和監査法人による監査を受けておりますが、第22期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
７．当社は、2024年12月５日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行い、また、2026年３月12日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。なお、１株当たり配当額については、株式分割前の実際の１株当たり配当額を記載しており、株式分割後では第22期は7.00円、第23期は5.00円、第24期は5.64円となります。

２【沿革】

当社は、現代表取締役　社長執行役員の永門大輔が「情熱をもって創る」という理念を掲げ、2004年１月に東京都中央区においてディスプレイ業を目的として設立いたしました。その後、エクスペリエンスデザイン事業を中心とした運営を確立し、現在に至っております。当社の設立以降に係る経緯は以下の通りであります。

年　月	概　　要
2004年１月	東京都中央区にてディスプレイ業を目的とした株式会社ジールアソシエイツを設立（資本金1,000万円）
2006年１月	事務所を中央区日本橋人形町へ移転
2009年10月	埼玉県八潮市に製作スタジオ「情熱ファクトリー」を開設
2019年３月	本社を中央区築地に移転　同年　OSAKA BASE、NAGOYA BASEを開設
2022年12月	本社を中央区銀座に移転
2024年３月	KANDA BASE（現情熱ファクトリー）（千代田区神田）　と サテライトオフィス（中央区八丁堀）開設
2025年３月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2026年４月	製作スタジオ「情熱ファクトリー」を江東区有明に移転
2026年11月	本社を中央区京橋に移転し、八丁堀サテライトオフィスを本社に集約

３【事業の内容】

当社は、中長期的な成長の実現に向け、社会に対しどのような力を磨き、どのような責任を果たすのかを、時代に合わせて再定義するため、Purpose(パーパス)を「“楽しいを創る”」、Mission（ミッション）を「創る人も観る人もそして世の中も楽しく」にしました。

この考えのもと、リアル・デジタルの両方を通じて人の“体験”を統合的にデザインし、企業の課題解決に貢献してまいります。具体的には、東京ビッグサイトや幕張メッセなどを中心に、日々開催されている展示会での企業ブースへの集客プランの立案やイベントディスプレイの企画制作、そこで使用される各種販売促進ツールの企画制作、イベントステージの演出、構成、運営など、販売促進イベントの企画から制作、実施まで統合的にサポートしております。これらに加えて、製品広告を目的にしたグラフィックデザインや映像制作、ブランド構築に関連したロゴデザイン、キャッチコピーの制作、ウェブデザイン、ブランド発信のための企業ショールーム、ポップアップショップなどの企画制作を行っております。

これらの活動を、企業の販促活動において発生する“体験”をデザインする事業と捉え、当社では「エクスペリエンスデザイン事業」と総称しております。広告、販売促進関連イベント、情報伝達ツールなど、企業とユーザーとの各種コミュニケーションを総合的に管理することで、顧客のブランド構築をより一層強化し、知名度の向上、新規顧客獲得の機会増加、既存顧客の囲い込みの促進など、顧客のビジネスパフォーマンスを高めるサポートを行っております。

「事業系統図」

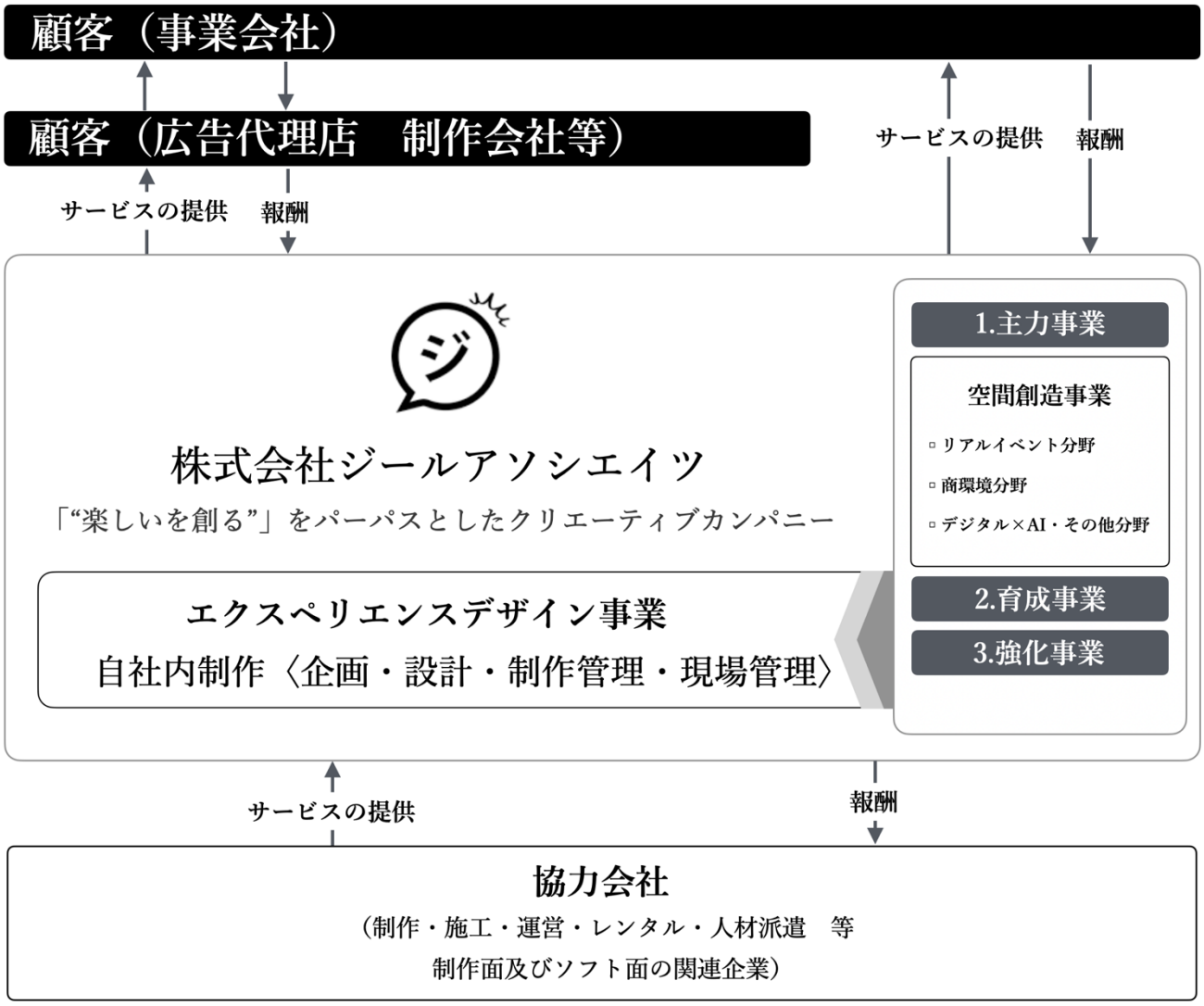

当社は空間創造事業を主力事業とし、以下の３つの分野で事業展開しており、各分野における企画、設計、施工、監理及びその他これらに関連する事業活動を一貫して展開しております。

（１）リアルイベント分野
・イベント空間　PR イベント/ステージイベント/ポップアップストア/公共イベント
・ビジネス空間　展示会/ショールーム/工場見学/企業ミュージアム/セミナー/カンファレンス/プライベートショー
・エンタメ空間　IP 系エンターテインメント/スポーツ/e スポーツ/アミューズメント施設/イルミネーション

（２）商環境分野
・インテリア空間　各種内装/オフィス空間/ショールーム/商業施設
・パブリック空間　公共・文化施設/スポーツ施設

（３）デジタル×AI・その他分野
・コーポレートブランディング領域　ブランディング映像/サービス・商品紹介/周年記念ムービー
・プロモーション領域　イベント用ムービー/展示会用映像/カンファレンス・セミナー映像/スポーツイベントムービー/社内イベントムービー
・オンラインイベント
・マーケティング　SNS マーケティング/UI/UX デザイン/WEB 制作

４【関係会社の状況】

該当事項ありません。

５【従業員の状況】

（１） 発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
137	30.8	3.6	3,806

（注）１．従業員数は、就業人員を表示しております。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１） 業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇が継続していることや、海外情勢等の動向が及ぼす影響など、依然として先行きの不透明な状況が続いております。当社が属するディスプレイ・イベント業界におきましては、インバウンド需要の拡大や都市再開発の進展、企業の活発な販促投資を背景に、市場環境は総じて底堅く推移いたしました。一方で、資材価格や労務費の高騰など、コスト上昇リスクへの継続的な注視が必要な状況となっております。このような環境の中、当社は持続的な拡大成長を目指し、顧客企業の課題解決に向けた高付加価値な体験価値の提供に注力いたしました。事業面においては、これまでに築いてきた既存事業の深化を図るとともに、当社の強みを活かし案件ごとの提案精度向上とプロジェクト単価の引き上げに努めてまいりました。また利益・運営面におきましては、コスト上昇リスクに対し、プロジェクトの初期段階からの厳格な原価管理を徹底するとともに、業務プロセスの効率化を通じた販売費及び一般管理費の抑制を推進し、採算性の向上に取り組んでまいりました。

リアルイベント分野の売上高は3,264,732千円となりました。オフラインでのプロモーション投資が活発化する中、大型展示会や企業イベント等の需要を取り込みました。当期におきましては、従来のデジタル領域施策とリアル空間を掛け合わせた「複合型案件」としての受注が大きく伸長いたしました。これが顧客単価の向上に直結し、全社業績を力強く牽引する結果となりました。

商環境分野の売上高は55,400千円となりました。店舗やショールーム等の空間づくりに対する企業の投資意欲は底堅く推移しており、当期における完工件数は過去と同水準を維持いたしました。案件規模の小型化などにより当期の売上高は減少したものの、次期以降の収益の柱となる案件の受注高および受注残高を順調に確保しており、将来に向けた事業基盤の拡充が進んでおります。

デジタル×AI・その他分野の売上高は14,506千円となりました。社会的なリアル回帰を背景に、オンライン単独のプロモーション需要は一巡いたしました。これに伴い、当社においてもデジタル・AI技術を単独で提供するのではなく、前述のリアルイベント分野における付加価値として組み込む事業展開へとシフトしております。その結果、当分野単体での売上高は減少したものの、全社的な競争優位性の源泉として機能しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は3,334,638千円（前期比17.3%増）、営業利益は104,209千円（同25.6%増）、経常利益は91,745千円（同21.7%増）、当期純利益は64,435千円（同13.8%増）となりました。なお、当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度	増減額	前期比（%）
売上高	2,842,570	3,334,638	492,067	17.3
売上総利益	876,085	989,706	113,620	13.0
営業利益	82,971	104,209	21,238	25.6
経常利益	75,376	91,745	16,369	21.7
当期純利益	56,604	64,435	7,830	13.8

（2）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は911,844千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は106,350千円となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上87,011千円、賞与引当金の減少額15,000千円、売上債権の減少額29,542千円、仕入債務の増加額17,363千円、法人税等の支払額17,337千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は147,113千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出146,263千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、増加した資金は147,940千円となりました。これは、長期借入による収入390,000千円、長期借入金の返済による支出218,369千円、社債の償還による支出10,000千円、配当金の支払額16,499千円、新株予約権の発行による収入2,808千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

（2）受注状況

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
エクスペリエンスデザイン事業	3,098,706	△8.3	400,412	△37.1
合計	3,098,706	△8.3	400,412	△37.1

（3）販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前期比(%)
エクスペリエンスデザイン事業	3,334,638	17.3
売上高合計	3,334,638	17.3

分野の名称	販売高（千円）	前期比（%）
リアルイベント分野	3,264,732	24.5
商環境分野	55,400	△55.2
デジタル×AI・その他分野	14,506	△85.1
売上高合計	3,334,638	17.3

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社フロンティアインターナショナル	416,350	14.6	424,570	12.7

３【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。
文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

① 優秀な人材の確保
当社は、社員が創造性を発揮し活躍できる環境を整えており、今後も継続的に優秀な人材を確保していく予定でありますが、当社の必要とする人材については常に売り手市場にあることから優秀な人材の確保は容易とは言えない状況にあります。そのため、当社は、リモートワークやフレックスタイム制を導入するなど、働き方の多様性に対応した施策を積極的に推進し、優秀な人材の確保に努めております。また今後も会社説明会、インターンシップや大学訪問を積極的に行うと同時に、優秀な人材にとって魅力ある会社組織づくり(福利厚生、インセンティブプランや研修制度の充実等)にも力を入れてまいります。

② 人材育成の強化
当社の事業は、社員の能力・スキルに頼る部分が大きく、人材の育成が中長期的な企業成長を左右する重要な要素であると認識しております。当社は、人材育成を重要事項と位置付け、テクニカルスキルやヒューマンスキルを併せた社内研修・社外研修を実施しております。また、事業拡大に際しては各事業における知識・経験が重要であると考えており、事業拡大に対応できるノウハウの蓄積を進めると共に、牽引力のある優秀な人材を育成し、社員の意識と能力の向上を図ってまいります。

③ 内部管理体制の強化
顧客満足度の高いサービスの提供のため、事業規模拡大に対応した内部管理体制の強化が必要と認識しております。従来より当社はコーポレート部門の人材採用、社外取締役の選任、内部監査の実施などを通じて、内部管理体制の強化を図っております。今後は、内部統制の実効性を高めると共に、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層整備してまいります。

４【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（１）経済動向の変化について

当社の主要事業を担う広告イベント業界は、企業の販促関連投資等の動向により影響を受け、多くは国内経済の動向に左右されます。当社におきましては、特定の取引先や業種に過度に依存することなく、幅広い顧客から受注を確保しており、安定した取引基盤を形成しております。しかしながら、今後国内経済が長期間低迷するなどにより、企業の販促関連投資等が大幅に削減されたりした場合、当社の受注できる案件数が減って売上高が減少し、これに伴い、他社との競争が激しくなって利益率が低下することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（２）同業他社との競争激化及び消費動向による影響について

当業界では厳しい経営環境が続き、企業間競争激化による価格競争が発生しております。当社では、提案力の強化や新規取引先の開拓による顧客基盤の拡大、及び顧客ニーズに応じた幅広いサービスの展開による販売力の強化を図っておりますが、当社の経営成績は同業他社との競争激化や消費動向による影響を受ける可能性があります。

（３）人材の確保及び育成について

当社の業務においては、従業員の創造性が高い競争力の源泉となっていると考えております。当社は、従業員の平均年齢が30.8歳と低いため、若手が創造性を発揮し、活躍しやすい環境を整えながら、継続的に創造性の高い優秀な人材の確保に努めております。また、当社では、業務遂行の中で経験を伝達することを通じて若手が様々な状況に対応できるような能力を獲得するよう教育を行っております。

当社としては、引き続き、このような人事や教育制度により、優秀な人材を確保して若手の創造力を活用すると共に、従業員、会社双方にノウハウの蓄積を図っていく方針ですが、当社が人材の確保・育成・強化に十分対応できない場合や、何らかの理由により優秀な人材が流出した場合、当社の成長力や競争力に影響を与える可能性があります。

（４）安全管理について

当社の主要業務である展示会・イベント等においては、展示ブース等の一定規模の造作物の設置や多くの来場者を動員する大規模イベントの運営等を行っており、安全管理には細心の注意を払う必要があります。当社は、設計施工管理の品質向上、安全管理確保を図るため、安全管理委員会の設置や事故発生時の対応マニュアル等を定め社内に周知徹底を行うとともに、万が一の場合に備えて損害賠償責任保険契約を締結しております。このような対応にもかかわらず、事故が発生し、損害賠償額が保険契約による填補額を上回った場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、重大な事故が発生した場合には、損害賠償額如何にかかわらず、当社の社会的信頼が損なわれ、当社の事業継続に影響が生じる可能性があります。

（５）情報セキュリティおよび個人情報の漏洩について

当社は、業務遂行に関連し個人情報、その他機密情報を顧客より受領する場合があります。当社は役職員に対して研修等を行い情報管理の重要性と管理体制の強化を図るとともに、万が一に備えた保険契約を締結しております。しかしながら、不測の事態により漏洩や改ざん、不正使用が発生し損害賠償額が保険契約による補償額を上回った場合、当社の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。また、重大な事故が発生した場合には損害賠償のいかんにかかわらず、当社の社会的信用が損なわれ財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。当社では情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格ISO/IEC 27001:2022の認証取得や社内規程の整備等を行っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

（６）災害・感染症等の影響について

当社の事業は、地震等天災や他所で発生した災害、特定感染症の拡大等の影響により展示会イベントの開催が困難であると判断され延期や中止が相次いだ場合、売上機会の喪失が発生し当社の財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

（７）法的規制等について

当社は、一部の業務においては建設業法の規制を受けており、その遵守を義務付けられております。当社は、業務遂行に当たってこれらの法令を遵守すべく、コンプライアンスを重視した経営を行っておりますが、法令の強化、新設、公定解釈の変更があったり、当社の遵守状況が不十分であったりした場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。なお、当社は、下表に掲げる許可を得ております。当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下される恐れがあり、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。現在、免許の取消事由は発生しておりません。

免許等	免許等の番号	許可の有効期間	取り消し等の事由
特定建設業許可（建築工事業/大工工事業/左官工事業/とび・土工工事業/石工事業/屋根工事業/電気工事業/管工事業/タイル・れんが・ブロック工事業/鋼構造物工事業/鉄筋工事業/板金工事業/ガラス工事業/塗装工事業/防水工事業/内装仕上げ工事業/熱絶縁工事業/建具工事業/解体工事業）	東京都知事　許可（特−６）第 130356 号	自　2024 年４月 16 日 至　2029 年４月 15 日	建設業法第二十九条
一般建設業許可	一級　東京都知事登録第 59971 号	自　2025 年３月 10 日 至　2030 年３月９日	建設業法第二十九条

（８）当社による第三者の知的財産権の侵害

当社は展示会等の制作の際、著作権、意匠権その他第三者の知的財産権を侵害することのないよう努めており、これまで、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟を提起または通知されたことはありません。万が一今後当社の認識外で、当社が第三者の知的財産権を侵害してしまう場合には、損害賠償請求や使用差止請求を受け、当社の実績又は事業遂行に影響を与える可能性があります。

（９）業界取引慣行について

広告業界においては、企画立案後、制作段階においてもクライアントから変更や追加発注の要請があり、納品物の仕様・内容・数量などとともに、受注金額が変動し、これらいずれもが納品時までに確定しないケースが多くあります。このように受発注の段階で契約内容を確定的に決定できないケースが多いため、当業界では、契約書の取り交わしが行われないことが多くあります。当社では、請求書・物品受領書の発行・回収をはじめ発注確認書の授受を徹底して行うほか、依頼内容・金額の変更・追加の都度確認の書面を逐一クライアントに提出する等により、トラブルを未然に回避するための施策を講じておりますが、依頼内容や金額の変更について行き違いが生じるなど不測の事態や紛争が発生した場合は当社の財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(10)外注先について

当社は造作工事をするにあたり、施工の大部分において請負業者を起用しており、外注先である請負業者への依存度は非常に高いと言えます。そのため、請負業者の不足は着工数の減少、建築工程の遅れ、お客様への引渡しの遅れを引き起こし、ひいては業績の悪化に繋がる可能性があります。このため当社では、日本ディスプレイ業団体連合会や東京ディスプレイ協同組合に属し、全国の請負業者を継続的に募集し外注先の不足に備えております。

(11)事業の収益性の低下について

当社の事業である空間創造事業では、資材の調達や施工において外注先と請負契約を締結しております。世界的な異常気象、地政学的リスクの影響、労働者不足から資材価格や人件費は既に上昇しておりますが、更に価格高騰のリスクがあります。それら価格高騰分を販売価格に転嫁できない場合、利益率が悪化し、当社の業績が悪化する可能性があります。

(12)特定人物への依存度

当社の代表取締役　社長執行役員　永門大輔は、当社設立以来、当社の経営方針及び経営戦略の決定等、事業活動の推進にあたり重要な役割を担っております。当社では、役員間の情報共有や権限委譲により、同氏に過度に依存しないよう経営体制の整備を行っておりますが、何らかの理由により同氏が職務を遂行できなくなるような不測の事態が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13)担当 J-Adviser との契約解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社SBI証券（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り１か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することが出来る旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社 SBI 証券（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第２条第２１項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第４８条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
ロ　産競法第２条第２１項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第４８条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止
甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続
甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の１００分の１０に相当する額以上である場合に限る。）　甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。
（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。
（ａ）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの 2　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限
甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。
ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
ｄ　TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
ｅ　TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
ｆ　議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定。
ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。
なお、本書公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

５【重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ86,950千円増加し、1,603,305千円となりました。この主な変動要因は、現金及び預金の増加107,177千円、受取手形及び売掛金の減少29,542千円によるものであります。固定資産は、前事業年度末に比べ133,039千円増加し、271,014千円となりました。この主な変動要因は、敷金及び保証金の増加133,547千円によるものであります。この結果、総資産は1,874,320千円となり、前事業年度末に比べ219,990千円増加しました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ48,417千円増加し、739,627千円となりました。この主な変動要因は、買掛金の増加17,363千円、１年内返済予定の長期借入金の増加54,554千円、１年内返済予定の社債の減少10,000千円、賞与引当金の減少15,000千円によるものであります。固定負債は、前事業年度末に比べ120,433千円増加し、780,101千円となりました。この主な変動要因は、長期借入金の増加117,077千円によるものであります。この結果、負債合計は1,519,729千円となり、前事業年度末に比べ168,850千円増加しました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ51,139千円増加し、354,590千円となりました。この主な変動要因は、当期純利益の計上及び配当の支払により利益剰余金が47,936千円増加、新株予約権が3,083千円増加したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因について

「第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（5）キャッシュ・フローの状況の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（6）経営者の問題認識と今後の方針について

「第３【事業の状況】３【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、経営管理体制や社内インフラの充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。当事業年度の設備投資の総額は10,688千円であります。重要な設備の除却又は売却はありません。なお、当社は「エクスペリエンスデザイン事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２【主要な設備の状況】

2026年８月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (名)
		建物	機械及び装置	器具及び備品	土地 (面積㎡)	ソフトウエア	合計	
東京本社 (東京都中央区)	業務施設	22,042	―	5,670	309 (5.4)	4,055	32,077	87
八丁堀 (東京都中央区)	業務施設	853	―	―	―	―	853	46
情熱ファクトリー (東京都江東区)	業務施設	12,248	2,573	385	―	―	15,237	4

(注)１．従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
２．現在休止中の主要な設備はありません。
３．建物は賃借しており、年間賃借料は63,444千円であります。
４．当社は「エクスペリエンスデザイン事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等
該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2026年８月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年11月24日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,712,000	8,784,000	2,928,000	2,928,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	11,712,000	8,784,000	2,928,000	2,928,000	－	－

（注）2026年３月12日開催の取締役会決議により、2026年３月12日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,635,200株増加し、2,928,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は10,540,800株増加11,712,000株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

①当事業年度の末日において取締役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	内容
名称（決議年月日）	第１回新株予約権（2025年11月27日取締役会決議）
保有する役員の区分および人数	取締役 ４名
新株予約権の数	310,000個
目的となる株式の種類および数	当社普通株式 310,000株（新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個あたり 9.06円（有償発行）
権利行使時の払込金額	１株あたり 344円
新株予約権の行使期間	2027年12月14日から2035年12月13日まで
主な行使条件	2026年８月期から2029年８月期までのいずれかの事業年度に係る損益計算書における営業利益の額が３億円を一度でも超過した場合に限り行使できる

（注）2026年３月12日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

②当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

項目	内容
名称（決議年月日）	第２回新株予約権（2026年３月13日取締役会決議）
保有する役員の区分および人数	当社従業員 55名
新株予約権の数	19,200個
目的となる株式の種類および数	当社普通株式 19,200株（新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額	無償（金銭の払込みを要しない）
権利行使時の払込金額	１株あたり 206円
新株予約権の行使期間	2029年３月14日から2036年３月13日まで
主な行使条件	行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。（※取締役会が正当な理由があると認めた場合を除く）

③その他新株予約権等に関する重要な事項

第３回新株予約権

区分	株式数（株）
決議年月日	2026年10月29日（取締役会決議）および2026年11月24日（第25期定時株主総会決議予定）
付与対象者の区分及び人数（名）	監査等委員である取締役：3名
新株予約権の数（個）	年間上限 10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式：年間上限 10,000株
新株予約権の発行価額（円）	無償（無償発行）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 206円
新株予約権の行使期間	付与決議日後2年を経過した日から、同10年を経過する日まで
新株予約権の行使の条件	原則として権利行使時においても、監査等委員である取締役の地位を有していること
報酬枠等	報酬枠は年額2百万円以内（既存の金銭報酬枠である年額200百万円以内とは別枠で設定）

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年３月12日	2,635,200	2,928,000	－	35,188	－	－

（注） 2026 年 3 月 12 日開催の取締役会決議により、2026 年 3 月 12 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は 2,635,200 株増加し、2,928,000 株となっております。

（６）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	4	6	－
所有株式数（単元）	－	－	－	14,950	－	－	14,330	29,280	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	51.1	－	－	48.9	100	－

（７）【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ナガトバランス	東京都中央区勝どき四丁目６番２号	1,494,000	51.02
永門大輔	東京都中央区	569,000	19.43
照井秀浩	神奈川県川崎市川崎区	450,000	15.37
永門優作	東京都渋谷区	360,000	12.30
澁谷良雄	東京都中央区	54,000	1.84
株式会社純光社	東京都江戸川区	1,000	0.03
計	－	2,928,000	100.00

（注）株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式 （自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式 （その他）	－	－	－
完全議決権株式 （自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式 （その他）	普通株式 2,928,000	29,280	権利内容に制限のない当社における標準的な株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	普通株式 2,928,000	－	－
総株主の議決権	－	29,280	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、持続的な成長による企業価値の拡大がステークホルダーへの最大の利益還元であると位置づけ、今後におきましては、内部留保資金を従業員の新規採用や待遇改善等の成長施策に活用するとともに、毎期の業績及び財政状況並びに事業計画を勘案し、株主への利益還元とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を検討していく方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年１回とし、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）
2026年11月24日 定時株主総会決議	19,324	6.60

4【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期
決算年月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
最高（円）	―	2,116	2,116
最低（円）	―	2,116	2,116

(注)１.最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。
２.当社株式は、2025年３月11日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。
それ以前の株価について該当事項はありません。

（２）【直近６ヵ月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	2026年7月	2026年8月
最高（円）	2,116	―	―	―	―	―
最低（円）	2,116	―	―	―	―	―

(注)１.最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。
２.当社株式は、2025年３月11日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。
それ以前の株価について該当事項はありません。

５【役員の状況】

男性７名　女性０名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	社長 執行役員	永門　大輔	1975年 ５月17日	1996年４月　ニイクラホーム(株)入社 1996年７月　(株)丹創社入社 1997年４月　(株)フジヤ入社 1999年７月　(株)エムファット入社 2001年12月　(株)ジール・インク設立 取締役就任 2004年１月　当社　設立 2004年１月　当社　代表取締役就任 2024年３月　当社　代表取締役社長執行役員（現任）	（注）２	（注）３	569,000
取締役	専務 執行役員	照井　秀浩	1971年 ２月17日	1994年４月　草月アートプランニング(株)入社 1994年11月　(有)草月企画設計入社 1997年４月　(株)フジヤ入社 2000年６月　(株)エムファット入社 2001年12月　(株)ジール・インク入社 2004年１月　当社　入社 2004年１月　当社　取締役 2024年３月　当社　取締役専務執行役員（現任）	（注）２	（注）３	450,000
取締役	常務 執行役員	永門　優作	1980年 ８月10日	2002年２月　(株)ジール・インク入社 2004年１月　当社入社 2016年３月　当社　取締役 2024年３月　当社　取締役常務執行役員（現任）	（注）２	（注）３	360,000
取締役	上席 執行役員	澁谷　良雄	1985年 11月18日	2008年４月　当社入社 2021年３月　当社　取締役 2024年３月　当社　取締役上席執行役員（現任）	（注）２	（注）３	54,000
取締役	－	今森　教仁	1971年 ９月12日	1994年４月　(株)ダイコー（現(株)アステム）入社 1996年２月　谷口昌孝税理士事務所入所 2000年１月　杉野泰雄公認会計士事務所入所 2001年10月　(株)アパマンショップネットワーク（現APAMAN(株)）入社 2006年７月　(株)博展入社 2008年７月　(株)ウェブクルー入社 2012年７月　(株)イッカツ入社 2018年３月　(株)イマジンフォレスト代表取締役(現任) 2018年４月　(株)ウェブクルー退社 2020年１月　当社　社外取締役 2023年４月　(株)メディックス入社（現任） 2026年５月　当社　取締役（監査等委員）就任（現任）	（注）２	（注）３	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
取締役	－	曽根　泰彦	1956年 ８月５日	1980年４月　(株)日本リクルートセンター入社（現(株)リクルート） 2006年７月　(株)メディアファクトリー監査役 2009年４月　(株)ゆこゆこ、(株)ワールドメディアエージェンシー、 (株)旅行計画、 (株)シーナッツ監査役 2009年７月　(株)北海道じゃらん、(株)沖縄じゃらん監査役 2012年４月　(株)リクルートマネジメントソリューションズ、(株)リクルートコミュニケーションエンジニアリング、アインスパートナーズ、(株)働きがいのある会社研究所、(株)ニジボックス、 (株)エモーチ、RIP, RGIP、(株)Mediashakers監査役 2012年７月　(株)リクルートマネジメントパートナーズ、(株)リクルートゼクシィなび、(株)リクルート北関東マーケティング、(株)リクルート西日本カーセンサー、(株)リクルート北海道カーセンサー、(株)リクルート東海カーセンサー監査役 2016年11月　ゆこゆこホールディングス(株)及び(株)ゆこゆこ監査役 2024年11月　当社　監査役就任 2026年５月　当社　取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)２	(注)３	0
取締役	－	阿久津　操	1958年 １月15日	1980年４月　(株)リクルート入社 1995年７月　(株)エイブル入社 1997年８月　(株)プラザクリエイト入社 1999年７月　(株)バックスグループ入社 2002年３月　(株)アパマンショップネットワーク入社 2004年３月　(株)ココブリーズ設立　代表取締役（現任） 2006年２月　(株)博展　監査役 2009年３月　(株)リブセンス監査役 2014年６月　弁護士ドットコム(株)　監査役 2015年５月　BASE(株)　監査役 2015年12月　CRGホールディングス(株)監査役 2018年７月　AI inside(株)　監査役 2019年11月　(株)エージェント　監査役 2021年６月　AI inside(株)　社外取締役監査等委員	(注)２	(注)３	0

				2022年３月　(株)プラン・ドゥ　監査役（現任） 2022年11月　当社　監査役就任 2022年12月　(株)AViC社外取締役監査等委員 2024年7月　アジアンブリッジ(株)　監査役 2026年５月　当社　取締役（監査等委員）就任（現任）			
計							1,433,000

（注）１．今森教仁氏、曽根泰彦氏、阿久津操氏は、社外取締役であります。
２．監査等委員以外の取締役の任期は選任後１年以内、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内であり、起算日は2026年５月14日の臨時株主総会であります。
３．2026年８月期に支給した役員報酬の総額は、115,740千円であります。
４．取締役　常務執行役員　永門優作は、代表取締役　社長執行役員　永門大輔の実弟であります。
５．当社は、2026年５月14日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、会社の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

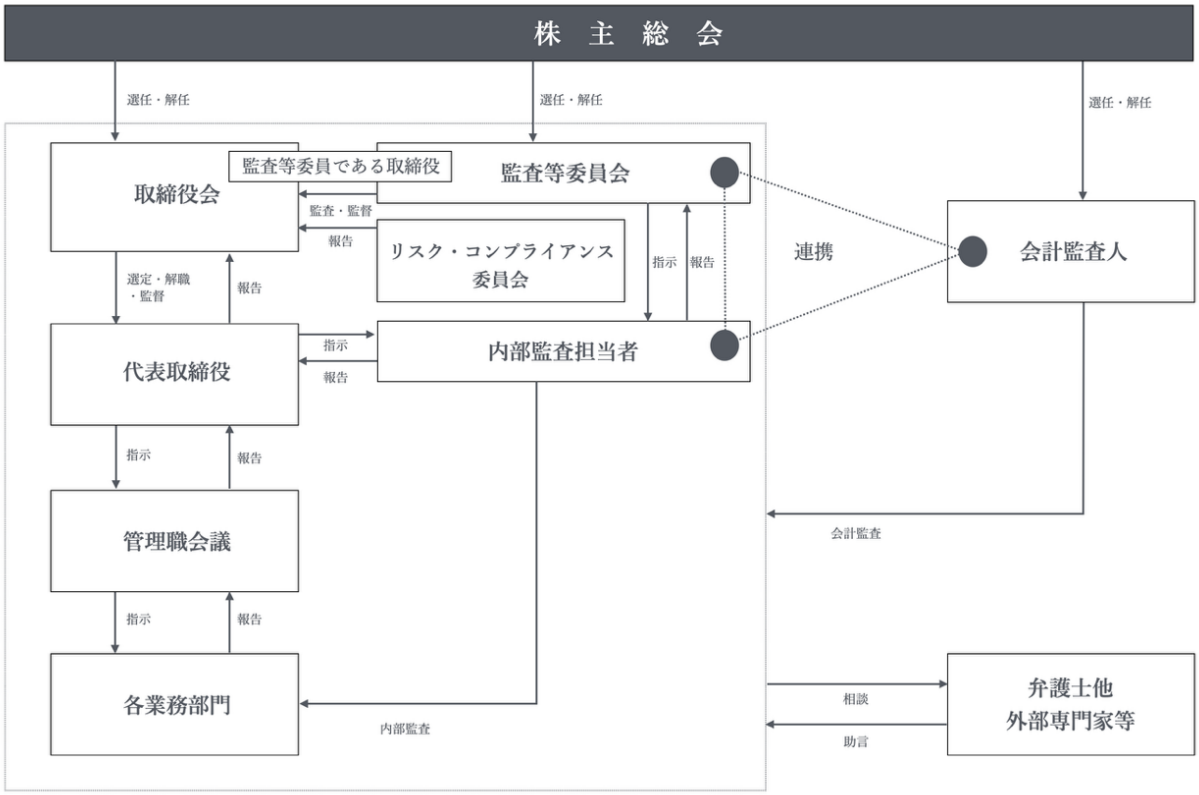

②企業統治の体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と企業価値の向上を図るとともに、経営の意思決定・業務執行の迅速化と、取締役会の監督機能の強化を両立させるため、監査等委員会設置会社を採用しております。当社の監査等委員会は、全員が独立性の高い社外取締役（3名）で構成されており、経営に対する客観的かつ厳格な監査・監督機能が十分に働く体制であると判断し、本体制を採用しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することで、機動的な業務執行と経営効率の向上に努めております。

③会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、７名（うち社外取締役３名）の取締役で構成しております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査等委員会
当社の監査等委員会は３名（社外取締役）で構成しております。当社の監査等委員会は毎月１回の定時監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の法令・定款遵守状況等を把握し、監査等委員間の意見交換を実施しております。監査等委員は重要な会議に出席し、会社業務の監査を実施するとともに取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監視しております。また、会計監査人及び内部監査担当者と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ．会計監査
当社は、監査公認会計士等である永和監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査（株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査）について監査契約を締結しております。

ニ．内部監査
内部監査体制としては内部監査担当者により各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況について監査を定期的に行い、代表取締役に報告しております。内部監査担当者、監査等委員及び会計監査人は、定期的に会合を開催して意見及び情報を交換し、相互連携を強化しています。

ホ．管理職会議
当社の管理職会議は当社の役員及び代表取締役が指名する者をもって、毎月１回以上開催し、当社の中長期的な戦略を検討し、その方向性について共有を図るとともに、取締役会で決定された方針を具体的な業務執行に落とし込む際の方針及び計画その他の事項について検討しております。また、管理職会議の審議のうち、取締役会の決議事項については、あらためて取締役会で決議しております。

ヘ．リスク・コンプライアンス委員会
当社は管理部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則四半期ごとに開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。リスク・コンプライアンス委員会ではリスク及びコンプライアンスに係る事項の検討、審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

④内部統制システムの整備

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
１． 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
（１） 取締役及び使用人は、「“楽しいを創る”」というパーパス並びにコンプライアンス規程に規定された行動倫理規範に基づき、法令、定款その他社内規程等の遵守及び企業倫理の遵守に努める。
（２） リスク・コンプライアンス委員会規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を組織して、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守の徹底に努める。
（３）内部監査担当がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
（４） 社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関して周知、徹底を図り、定期的にコ ンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
（５） 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的

勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。
２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（１） 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
（２） 情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行 う。
（３） 取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査等委員会の監査を受ける。
３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（１）情報管理規程において重要事実に関しての報告義務が全従業員に課せられている。
（２）内部監査担当が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生のリスク管理について 改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。
（３）代表取締役は、多額の損失発生のリスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。
（４）取締役会が把握している多額の損失発生のリスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を 行う。
４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（１）定時取締役会を原則として月 1 回開催するほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案 が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
（２）取締役会は、業務執行の計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として執行役員会議 を設置し、定期的に開催する。
（３）事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図る。
５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には現在、子会社等の対象となる関連会社はないため、該当事項はありません。
６．監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関す る体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（１）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、当該使用人を指名することができる。
（２）監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては監査等委員会に指揮権が移譲したものとして他の取締役の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに解任することができないものとする。
７．監査等委員会への報告に関する体制
（１）情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査等委員会へ報告する。
（２）監査等委員は取締役会及び執行役員会議その他の重要な会議に出席し、また、必要に応じて取締役及び使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
８．監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確 保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由と して不利な取扱いを行うことを禁止することを公益通報者保護規程に明記する。
９．監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求があったときは、経営管理部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（１）代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
（２）監査等委員会は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
（３）監査等委員会と内部監査担当との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
（４）監査等委員会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。
11. 基本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

⑤社外取締役

当社は社外取締役を３名選任しております。
社外取締役　曽根泰彦氏は、長年にわたる監査役としての豊富な経験と知見に基づき、内部統制システムの有効性検証やコンプライアンス体制の維持・向上に関し、客観的かつ中立な立場から指摘を行うとともに、取締役会の監督機能の実効性向上に貢献しております。
社外取締役　阿久津 操氏は、人事および総務分野における高度な専門知識と実務経験に基づき、人的資本経営の推進や実効性ある組織体制の構築、ガバナンス強化に向けて、人材戦略や組織活性化の観点から適切な助言・提言を行っております。
社外取締役　今森教仁氏は、豊富な経営経験と高い見識を活かし、取締役会において中長期的な事業戦略の策定や重要案件の経営判断に対し、持続的な企業価値向上の観点から実践的な助言・提言を行っております。なお、社外取締役曽根泰彦氏及び社外取締役今森教仁氏、社外取締役阿久津操氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑥リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、主管部署としてコーポレートデザイン本部が担当しており、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、情報の一元化及び社内規程並びに各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、当社は、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から重要な法律問題について、法的リスクの回避・軽減に努め経営判断上の参考とするため適宜アドバイスを受ける体制をとっております。

⑦取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、９名以内とし、監査等委員である取締役は３名以上とする旨定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び監査等委員である取締役の選任は、他の取締役の選任と区別して行う旨、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑩取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は会社法第454条第５項の規定に基づき取締役会の決議により、剰余金の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨、定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬役員報酬の内容

役員区分	役員の員数	報酬等の総額
取締役（社外取締役を除く） （うち社外取締役）	４名 （０名）	103,140 千円
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	３名 （３名）	6,300 千円
監査役 （うち社外監査役）	２名 （２名）	6,300 千円
計 （うち社外役員）	９名 （５名）	115,740 千円

（注）１.当社は、2026 年５月 14 日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
２.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2024 年 11 月 27 日開催の第 23 期定時株主総会において年額３億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役は１名）です。
３.監査等委員以外の取締役の金銭報酬の額は、2026 年５月 14 日開催の臨時株主総会において年額３億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。
４.監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2026 年５月 14 日開催の臨時株主総会において年額２億円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は３名です。
５.監査役の金銭報酬の額は、2024 年 11 月 27 日開催の第 23 期定時株主総会において年額１億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。
６.業績連動報酬および非金銭報酬等はありません。
７.上記の報酬等の額には、当事業年度において取締役（４名）に対して発行した有償ストックオプション（新株予約権）に関するものは含まれておりません。当該新株予約権は、一定の業績要件（営業利益３億円の達成等）の成就を権利行使の条件とするものであり、付与対象者が公正な評価額に相当する金銭を自ら払い込んで取得しているため、会社法上の報酬等には該当しないものとして取り扱っております。

⑭ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。 関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
発行者	12,800	－
計	12,800	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の事業規模等を勘案し、監査意見を表明するに足る十分な監査手続きを実施する時間や工数を確保する観点から、監査法人より提示された見積書の内容を吟味し、監査等委員会の同意を得たうえで、決定しております。

第６【経理の状況】

１ 財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」 第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２ 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当事業年度(2025 年９月 1 日から 2026 年８月 31 日まで)の財務諸表について、永和監査法人により監査を受けております。

３ 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	804,666	911,844
受取手形及び売掛金	※１　636,193	※１　606,651
仕掛品	37,180	49,222
原材料	1,915	2,906
前払費用	32,915	25,384
その他	3,482	7,296
流動資産合計	1,516,355	1,603,305
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,960	61,718
減価償却累計額	△21,508	△26,544
建物(純額)	31,452	35,173
機械及び装置	6,175	6,175
減価償却累計額	△3,085	△3,601
機械及び装置(純額)	3,089	2,573
器具及び備品	26,725	26,750
減価償却累計額	△20,495	△20,694
器具及び備品(純額)	6,230	6,055
土地	309	309
有形固定資産合計	41,082	44,112
無形固定資産		
ソフトウェア	5,474	4,055
無形固定資産合計	5,474	4,055
投資その他の資産		
投資有価証券	949	1,123
出資金	2,020	370
長期前払費用	7,703	6,459
繰延税金資産	7,251	10,424
敷金及び保証金	55,359	188,907
貸倒引当金	△300	－
その他	18,434	15,560
投資その他の資産合計	91,418	222,846
固定資産合計	137,974	271,014
資産合計	1,654,330	1,874,320

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	344,206	361,569
１年内返済予定の社債	10,000	－
１年内返済予定の長期借入金	178,116	232,670
未払金	86,503	87,321
未払費用	6,636	7,367
未払法人税等	6,063	14,530
未払消費税等	24,640	19,861
預り金	13,044	9,306
賞与引当金	22,000	7,000
流動負債合計	691,210	739,627
固定負債		
長期借入金	634,263	751,340
資産除去債務	25,405	28,761
固定負債合計	659,668	780,101
負債合計	1,350,879	1,519,729
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,188	35,188
利益剰余金		
利益準備金	3,513	5,163
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	264,721	311,007
利益剰余金合計	268,234	316,170
株主資本合計	303,422	351,358
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	148
評価・換算差額等合計	28	148
新株予約権	－	3,083
純資産合計	303,451	354,590
負債純資産合計	1,654,330	1,874,320

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高	2,842,570	3,334,638
売上原価	1,966,485	2,344,932
売上総利益	876,085	989,706
販売費及び一般管理費	※１　793,114	※１　885,496
営業利益	82,971	104,209
営業外収益		
受取利息	1,066	2,523
受取配当金	215	56
保険解約返戻金	―	1,759
受取保険金	1,320	405
補助金収入	700	240
その他	683	155
営業外収益合計	3,985	5,140
営業外費用		
支払利息	9,591	16,997
社債利息	44	5
支払手数料	1,760	―
その他	184	602
営業外費用合計	11,581	17,604
経常利益	75,376	91,745
特別利益		
固定資産売却益	※２　60	―
投資有価証券売却益	※３　6,275	―
特別利益合計	6,336	―
特別損失		
出資金評価損	―	※４　1,650
会員権評価損	―	※５　100
貸倒引当金繰入額	※６　100	―
固定資産除却損	※７　1,861	※７　1,272
長期前払費用除却損	―	※８　1,711
特別損失合計	1,961	4,733
税引前当期純利益	79,751	87,011
法人税、住民税及び事業税	21,781	25,805
法人税等調整額	1,364	△3,228
法人税等合計	23,146	22,576
当期純利益	56,604	64,435

【売上原価明細書】

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）		当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	
区分	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	174,761	8.8	247,966	10.5
外注費	1,699,603	85.8	2,004,562	85.0
経費	107,219	5.4	104,444	4.4
当期総費用	1,981,584	100.0	2,356,973	100.0
期首仕掛品棚卸高	22,081		37,180	
合計	2,003,665		2,394,154	
期末仕掛品棚卸高	37,180		49,222	
当期売上原価	1,966,485		2,344,932	

(原価計算の方法)
当社の原価計算は、個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年９月１日　至 2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	35,188	2,049	224,220	226,269	261,457
当期変動額					
剰余金の配当	―	1,464	△16,104	△14,640	△14,640
当期純利益	―	―	56,604	56,604	56,604
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	1,464	40,500	41,964	41,964
当期末残高	35,188	3,513	264,721	268,234	303,422

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,065	5,065	266,523
当期変動額			
剰余金の配当	―	―	△14,640
当期純利益	―	―	56,604
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,036	△5,036	△5,036
当期変動額合計	△5,036	△5,036	36,928
当期末残高	28	28	303,451

当事業年度（自 2025 年９月１日　至 2026 年８月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	35,188	3,513	264,721	268,234	303,422
当期変動額					
剰余金の配当	―	1,649	△18,149	△16,499	△16,499
当期純利益	―	―	64,435	64,435	64,435
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	1,649	46,286	47,936	47,936
当期末残高	35,188	5,163	311,007	316,170	351,358

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	28	28	―	303,451
当期変動額				
剰余金の配当	―	―	―	△16,499
当期純利益	―	―	―	64,435
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119	119	3,083	3,203
当期変動額合計	119	119	3,083	51,139
当期末残高	148	148	3,083	354,590

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	79,751	87,011
減価償却費	20,190	17,242
株式報酬費用	－	275
出資金評価損	－	1,650
会員権評価損	－	100
補助金収入	△700	△240
固定資産売却益	△60	－
固定資産除却損	1,861	1,272
長期前払費用除却損	－	1,711
投資有価証券売却益	△6,275	－
保険解約返戻金	－	△1,759
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4,250	△15,000
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△20,000	－
受取利息及び受取配当金	△1,281	△2,580
支払利息	9,591	16,997
社債利息	44	5
売上債権の増減額(△は増加)	△148,545	29,542
棚卸資産の増減額(△は増加)	△15,509	△13,031
仕入債務の増減額(△は減少)	△56,043	17,363
未払金の増減額(△は減少)	21,307	817
その他	△27,622	△5,077
小計	△147,541	136,300
利息及び配当金の受取額	1,281	2,580
利息の支払額	△9,636	△17,002
法人税等の支払額	△46,752	△17,337
補助金の受取額	700	240
保険金の受取額	154	1,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	△201,793	106,350
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△713	△8,388
有形固定資産の売却による収入	－	454
無形固定資産の取得による支出	－	△2,300
投資有価証券の売却による収入	8,530	－
出資金の払込による支出	△1,650	△100
敷金及び保証金の差入による支出	△6,200	△146,263
敷金及び保証金の回収による収入	－	5,151
保険積立金の解約による収入	－	6,934
保険積立金の積立による支出	△329	△302
その他	△2,400	△2,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,763	△147,113

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	150,000	390,000
長期借入金の返済による支出	△148,724	△218,369
社債の償還による支出	△30,000	△10,000
配当金の支払額	△14,640	△16,499
新株予約権の発行による収入	－	2,808
財務活動によるキャッシュ・フロー	△43,364	147,940
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 247,920	107,177
現金及び現金同等物の期首残高	1,052,586	804,666
現金及び現金同等物の期末残高	804,666	911,844

【注記事項】
（重要な会計方針）
1.資産の評価基準および評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法
a.仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
b.原材料
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、建物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
・建物　2～39年
・機械及び装置　12年
・器具及び備品　4～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年)に基づいております。

3．引当金の計上基準
賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5.収益及び費用の計上基準
当社では、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

（重要な会計上の見積り）

１.繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	7,251	10,424
繰延税金資産 （繰延税金負債との相殺前）	11,108	14,448

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、当社事業計画の数値を基に、経営環境や計画実績等を考慮・適宜修正し、見積りを行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、当社の外部経営環境や、将来の不確実な経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当事業年度の財務諸表に計上した繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年９月 13 日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年９月 13 日　企業会計基準委員会）　等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028 年８月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

貸借対照表関係

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の貸借対照表の組替を行っております。この結果、前事

業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた73,794千円は、「敷金及び保証金」55,359千円、「その他」18,434千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※１　受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
売掛金	636,193千円	606,651千円
計	636,193千円	606,651千円

（注）期末日満期手形はございません。

（損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
役員報酬	107,400千円	115,740千円
給料手当	352,211千円	369,787千円
法定福利費	61,644千円	69,889千円
地代家賃	14,585千円	24,324千円
減価償却費	20,190千円	17,242千円
賞与引当金繰入額	16,992千円	6,873千円
おおよその割合		
販売費	１％	１％
一般管理費	99％	99％

※２　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
器具及び備品	60千円	－
計	60千円	－

※３　投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
その他有価証券	6,275千円	－
計	6,275千円	－

※４　出資金評価損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
出資金	－	1,650千円
計	－	1,650千円

※５　会員権評価損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
ゴルフ会員権	―	100千円
計	―	100千円

※６　貸倒引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
ゴルフ会員権	100千円	―
計	100千円	―

※７　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
器具及び備品	1,861千円	1,272千円
計	1,861千円	1,272千円

※８　長期前払費用除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
敷金・保証金償却	―	1,711千円
計	―	1,711千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年９月１日　至 2025年８月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	976	291,824	－	292,800

（注）2024年12月５日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の増加株式数は当該株式分割による増加であります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年11月27日定時株主総会	普通株式	14,640	15,000	2024年８月31日	2024年11月28日

（注）1.2024年12月５日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の増加株式数は当該株式分割による増加であります。

2.１株当たり配当額については、株式分割後では50.00円となります。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	16,499	56.35	2025年８月31日	2025年11月28日

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	292,800	2,635,200	－	2,928,000

（注）2026年３月12日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の増加株式数は当該株式分割による増加であります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、普通株式329,200株であります。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	16,499	56.35	2025年８月31日	2025年11月28日

（注）1.2026年３月12日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の増加株式数は当該株式分割による増加であります。
2.１株当たり配当額については、株式分割後では5.64円となります。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月24日定時株主総会	普通株式	19,324	6.60	2026年８月31日	2026年11月25日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度（自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金	804,666千円	911,844千円
現金及び現金同等物	804,666千円	911,844千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金をリスクの僅少な預金で運用しており、また、一部資金の効率的な運用を図ることを目的に株式等の運用を行っております。資金調達については銀行等の金融機関からの借入や社債、及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

出資金は、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び一年内返済予定の社債、一年内返済予定の長期借入金、預り金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金や社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。これらの流動性リスクについては、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、出資金（貸借対照表計上額　前事業年度末2,020千円、当事業年度末370千円）については、市場価格がないことから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	949	949	－
資産計	949	949	－
社債(※)	10,000	9,964	△35
長期借入金(※)	812,379	807,315	△5,063
負債計	822,379	817,279	△5,099

（※）１年内返済予定の社債については社債に、１年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	1,123	1,123	－
資産計	1,123	1,123	－
長期借入金(※)	984,010	970,130	△13,879
負債計	984,010	970,130	△13,879

（※）１年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	804,666	－	－	－
受取手形及び売掛金	636,193	－	－	－
合計	1,440,860	－	－	－

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	911,844	－	－	－
受取手形及び売掛金	606,651	－	－	－
合計	1,518,495	－	－	－

（注）２．社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
社債	10,000	－	－	－	－	－
長期借入金	178,116	154,238	117,228	91,755	62,687	208,355
合計	188,116	154,238	117,228	91,755	62,687	208,355

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	232,670	195,660	170,187	141,119	242,674	1,700
合計	232,670	195,660	170,187	141,119	242,674	1,700

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025 年８月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	771	－	－	771
上場投資信託	177	－	－	177
資産計	949	－	－	949

当事業年度（2026 年８月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	962	－	－	962
上場投資信託	160	－	－	160
資産計	1,123	－	－	1,123

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025 年８月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	－	9,964	－	9,964
長期借入金	－	807,315	－	807,315
負債計	－	817,279	－	817,279

当事業年度（2026年８月31日）　　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	970,130	－	970,130
負債計	－	970,130	－	970,130

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

社債（１年内返済予定の社債を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規社債を発行した場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
株式報酬費用（販売費及び一般管理費）	－	275

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

当事業年度（2026年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

なお、2026年３月12日付で１株につき10株の割合で、株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しています。

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役４名	従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式310,000株	普通株式19,400株
付与日	2025年12月13日	2026年４月14日
権利確定条件	（注）	（注）
対象勤務期間	特に定めはありません	特に定めはありません
権利行使期間	自　2027年12月14日 至　2035年12月13日	自　2029年３月14日 至　2036年３月13日

（注）第５【発行者の状況】１ 株式等の状況（２）【新株予約権等の状況】の新株予約権の行使の条件に記載しています。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年８月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前 （株）		
前事業年度末	－	－
付与	310,000	19,400
失効	－	200
権利確定	－	－
未確定残	310,000	19,200
権利確定後 （株）		
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格 （円）	344	206
行使時平均株価 （円）	－	－
付与日における公正な評価単価 （円）	9.06	103.17

３．当事業年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第１回新株予約権

① 使用した評価技法：モンテカルロ・シミュレーション

② 主な基礎数値及び見積もり方法

	第１回新株予約権
株価変動性（注）１	50.49%
予想残存期間（注）２	10年間
予想配当	－
無リスク利子率（注）３	1.613%

（注）１．類似上場企業の10年の株価変動性を使用しております。

２．割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

３．評価基準日の10年国債の利回りであります。

第２回新株予約権

①　使用した評価技法：ブラックショールズモデル

②　主な基礎数値及び見積もり方法

	第２回新株予約権
株価変動性（注）１	44.41～45.85%
予想残存期間（注）２	6.41～8.41 年間
予想配当	－
無リスク利子率（注）３	1.949～2.189%

（注）１．類似上場企業の評価基準日までの行使可能期間別の予想残存期間と同期間の日次株価に基づく株価変動性の平均を使用しております。

２．権利付与日から、各行使可能期間までの期間であります。

３．評価基準日における行使可能期間別の存続期間に最も近い年限の国債利回りであります。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（有価証券関係）

１.その他有価証券

前事業年度（2025 年８月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	69	14	55
	(2)その他	177	156	20
	小計	247	171	75
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	702	723	△21
	(2)その他	―	―	―
	小計	702	723	△21
合計		949	894	54

当事業年度（2026 年８月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	962	737	225
	(2)その他	160	156	4
	小計	1,123	893	229
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合計		1,123	893	229

２．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024 年９月１日　至 2025 年８月 31 日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	8,530	6,275	―
合計	8,530	6,275	―

当事業年度（自 2025 年９月１日　至 2026 年８月 31 日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	7,609千円	2,480千円
資産除去債務	9,001千円	10,190千円
未払事業税	631千円	1,609千円
会員権評価損	701千円	842千円
未払費用	2,310千円	1,483千円
その他	662千円	1,572千円
繰延税金資産合計	20,917千円	18,178千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,808千円	△3,729千円
評価性引当額小計	△9,808千円	△3,729千円
繰延税金資産計	11,108千円	14,448千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	3,831千円	3,942千円
その他有価証券評価差額金	26千円	81千円
繰延税金負債合計	3,857千円	4,023千円
繰延税金資産の純額	7,251千円	10,424千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
法定実効税率	34.59％	34.59％
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.19％	4.22％
所得拡大税制特別控除	△4.18％	△4.59％
住民税均等割	0.23％	0.59％
評価性引当額の増減	△1.69％	△6.99％
その他	△3.11％	△1.88％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.02％	25.95％

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

当社は、本社事業所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から２年～５年と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
期首残高	24,041千円	25,405千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,364千円	6,068千円
資産除去債務の履行による減少額	－	△2,712千円
期末残高	25,405千円	28,761千円

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前事業年度（自 2024 年９月１日　至 2025 年８月 31 日）

（単位：千円）

	エクスペリエンスデザイン事業
リアルイベント分野	2,621,283
商環境分野	123,681
デジタル×AI・その他分野	97,606
顧客との契約から生じる収益	2,842,570
その他収益	―
外部顧客への売上高	2,842,570

当事業年度（自 2025 年９月１日　至 2026 年８月 31 日）

（単位：千円）

	エクスペリエンスデザイン事業
リアルイベント分野	3,264,732
商環境分野	55,400
デジタル×AI・その他分野	14,506
顧客との契約から生じる収益	3,334,638
その他収益	―
外部顧客への売上高	3,334,638

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項　（重要な会計方針）５.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約により生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

前事業年度（自 2024 年９月１日 至 2025 年８月 31 日）

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	487,648	636,193

当事業年度（自 2025 年９月１日 至 2026 年８月 31 日）

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	636,193	606,651

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2024 年９月１日 至 2025 年８月 31 日）

当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年９月１日 至 2026 年８月 31 日）

当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024 年９月１日 至 2025 年８月 31 日）

１． 製品及び分野ごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２． 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３． 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	帰属するセグメント名
株式会社フロンティアインターナショナル	416,350	エクスペリエンスデザイン事業

当事業年度（自 2025 年９月１日 至 2026 年８月 31 日）

１．製品及び分野ごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２． 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３． 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	帰属するセグメント名
株式会社フロンティアインターナショナル	424,570	エクスペリエンスデザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024 年９月１日 至 2025 年８月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年９月１日 至 2026 年８月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自 2024 年９月１日 至 2025 年８月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年９月１日 至 2026 年８月 31 日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度（自 2024 年９月１日 至 2025 年８月 31 日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年９月１日 至 2026 年８月 31 日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年９月１日 至 2025年８月31日）	当事業年度 （自 2025年９月１日 至 2026年８月31日）
１株当たり純資産額	103.64円	120.05円
１株当たり当期純利益金額	19.33円	22.01円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	－	22.01円

（注）１．2025年８月期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当社は、2024年12月５日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。また、2026年３月12日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。2025年８月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

３．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	56,604	64,435
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	56,604	64,435
普通株式の期中平均株式数（株）	2,928,000	2,928,000
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	－	195
（うち新株予約権（株））	－	195

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
純資産の部の合計額（千円）	303,451	354,590
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	―	3,083
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	303,451	351,507
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,928,000	2,928,000

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	52,960	12,740	3,982	61,718	26,544	8,041	35,173
機械及び装置	6,175	—	—	6,175	3,601	515	2,573
器具及び備品	26,725	1,688	1,663	26,750	20,694	1,568	6,055
土地	309	—	—	309	—	—	309
有形固定資産計	86,171	14,428	5,646	94,953	50,840	10,126	44,112
無形固定資産 ソフトウェア	33,995	2,300	—	36,295	32,239	3,718	4,055
無形固定資産計	33,995	2,300	—	36,295	32,239	3,718	4,055
投資その他の資産 長期前払費用	13,364	3,813	2,452	14,726	8,266	3,346	6,459
投資その他の資産計	13,364	3,813	2,452	14,726	8,266	3,346	6,459

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	178,116	232,670	1.49	—
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	634,263	751,340	1.60	2027年～2031年
合計	812,379	984,010	—	—

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．変動金利のものについては、当期末の利率を適用しております。
３．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	195,660	170,187	141,119	242,674

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	300	—	—	300	—
賞与引当金	22,000	7,000	22,000	—	7,000

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）
建物	25,405	6,068	2,712	28,761

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	911,844
小計	911,844
合計	911,844

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社電通ライブ	128,315
株式会社フロンティアインターナショナル	105,226
その他	373,110
合計	606,651

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（％） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
636,193	3,530,023	3,559,565	606,651	85.4	64.2

ハ．仕掛品

品目	金額（千円）
労務費	37,448
その他	11,774
合計	49,222

② 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
エントロス株式会社	73,354
美六工芸株式会社	38,353
その他	249,862
合計	361,569

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
未払給与	55,218
社会保険料	5,185
freeeカード	3,779
株式会社アルティーリ	3,330
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	2,913
株式会社リクルートスタッフィング	1,170
その他	15,726
合計	87,321

（3）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から３ヶ月以内
基準日	毎年８月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日、毎年８月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 －
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。当社の公告掲載ＵＲＬは次のとおりです。 https://zeal-as.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 11 月 24 日

株式会社ジールアソシエイツ
　取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤 嘉基
指定社員 業務執行社員　公認会計士　荒川 栄一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジールアソシエイツの 2025 年９月１日から 2026 年８月 31 日までの第 25 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジールアソシエイツの 2026 年８月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上